

介護職員等緊急確保事業の概要

- コロナ禍により介護職員等の不足が一層厳しさを増す中であっても、自動車事故被害者が安全・安心に施設や自宅において、十分な感染予防対策が講じられた上で、手厚い介護サービスを受けられるようにするため、障害者支援施設等を対象に、介護人材の確保に要する経費等の支援を実施。

支援措置の内容

● 感染防止対策のために新たに雇い入れた人材の確保に係る経費の支援

- 障害者支援施設等において感染症対策に万全を期することを目的に、新たに従業員を雇用する場合に発生する給与支給額(人件費)の支援を実施。

● 求人情報の発信に係る経費の支援

- 居宅介護事業者等において感染症対策に万全を期することを目的に、新たに従業員を雇用するために実施する求人情報の発信に係る経費の支援を実施。

● 職業紹介の利用に要する費用の支援

- 居宅介護事業者等において感染症対策に万全を期することを目的に、新たに従業員を雇用するために、職業紹介の利用に要する経費の支援を実施。

補助対象	・障害者支援施設 ・グループホーム
補助対象経費	・補正予算成立後から令和4年度末までの間に新たに雇用した介護職員等の給与支給額
補助率等	定額

補助対象	・重度訪問介護を提供する事業者 ・居宅介護を提供する事業者
補助対象経費	・大手就職情報サイトへの掲載料等の求人情報の発信に要する経費
補助率等	定額(上限は80万円)

補助対象	・重度訪問介護を提供する事業者 ・居宅介護を提供する事業者
補助対象経費	・職業安定法第30条第1項に規定する有料職業紹介事業者に職業紹介手数料として支払う経費
補助率等	定額(職員3名及び1名あたり70万円を上限)